

令和4年2月18日

平川市議会議長 桑田公憲 様

教育民生常任委員会委員長 原田 淳

教育民生常任委員会所管事務調査報告書

本委員会における所管事務調査の結果を下記のとおり平川市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 調査日時 令和4年2月2日（水）10時00分から12時00分まで
2. 集合場所 平川市役所本庁舎4階 第4会議室
3. 開催場所 平川市役所本庁舎4階 第4会議室
4. 調査事項 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度の仕組みや基本的な事項についての勉強会を行う。
5. 出席委員 原田 淳 佐藤 保 山谷洋朗 中畑一二美 齋藤律子
6. 説明者 国保年金課 宮川課長、水木課長補佐、滝本係長
高齢介護課 中畑課長補佐、小山内係長、田澤係長
7. 随員職員 議会事務局 藤木主事
8. 調査結果 別紙のとおり

■調査スケジュール

| 時 間 | 場 所 |
|-----------------|------------------------------------|
| 10 : 00 | 平川市役所 第4会議室集合 |
| 10 : 00～10 : 30 | 国民健康保険制度について 説明及び質疑応答 |
| 10 : 40～11 : 10 | (休憩及び準備) 後期高齢者医療制度について 説明及び質疑応答 |
| 11 : 20～11 : 50 | (休憩及び準備) 介護保険制度について 説明及び質疑応答 |

【別紙】

各制度についての勉強会 質疑応答結果

①国民健康保険制度について

Q＝国民健康保険税の10市との比較について。

A＝1人当たりの保険税は1,909円。県内10市の中では高い方から数えて7番目です。収納率は、県平均により1.84%多く、3番目となっています。

Q＝平川市の収納の特徴について。

A＝車の所有者に対しては、タイヤロックをするなどをして収納に努めています。

Q＝均等割について。

A＝均等割については、市民一人ひとりが23,800円となっていますが、令和4年4月1日から就学前の子どもは半額（11,900円）に減額となります。

Q＝国保税の税率は県内で統一しているのか。

A＝県内の国保税は統一していないが、いずれ県では統一する考えでいます。税率については、県は今後3方式を目指して国保運営していく考えでいます。当市においては、今4方式となっており、資産割を廃止して3方式に移行する考えです。

Q＝均等割が半額になること、更に、資産割が廃止となった場合の国保運営の対応は。更に、国民健康保険に加入する方がこれからますます減少してくることから、国保運営が難しくなると考えるがどう思っているのか。

A＝国より交付金が入ることで運営することとなります。

Q＝マイナンバーカードとの関連は。

A＝今年度中にマイナンバーカードでも国民健康保険証として使用出来ます。

Q＝高額医療費について。

A＝昨年度の対象件数は4,708件、その対象額は3億900万円となっています。

②後期高齢者医療制度について

Q＝65歳～74歳までの方で一定の障害のある方は全体の2%程度が認定を受けられるというが、どういうことで受けられるのか。

A＝身体障害者で言うと1級から3級、一部4級の方で、全体で後期高齢者医療では5,420人に対して障害認定の方がいる人数は2%ということです。

Q＝医療費が10月から2割負担について。

A＝例えば、夫婦で年金収入が320万円の収入があれば2割負担の該当となります。

Q＝現役並みの所得とは。また、その世帯の方は3割負担について。

A＝住民税課税所得が145万円以上の方となります。また、その世帯で2人居れば、2人とも3割負担となります。

③介護保険制度について

Q＝介護サービス利用時の費用について（2～3割負担について）。

A＝3割負担は本人の年金所得が220万円以上の方、2割負担の方は本人の年金所得が160万円以上の方となっています。また、その世帯によってかわります。

Q＝世帯によって変わるということはどういうことなのか。

A＝2人世帯の場合には、夫婦で年金収入が463万円以上であれば3割負担となります。また、362万円以上で2割負担。

Q＝年金18万円以上の方からの介護保険料の納付について

A＝特別徴収の方が9割以上となっています。

Q＝ヘルパー・ケアマネについて。また、介護を受けている方は何人いるのか。

A＝ヘルパー・ケアマネは市内に約1,000人、介護施設は76事業で、介護を受けている方は約2,000人となっています。

Q＝介護保険制度で市で課題となっていることは。

A＝いろいろな事業がコロナの影響で実施出来ないことと、介護を必要とする方の初期状況を早めに見つけ対応することです。

Q＝40歳から64歳までは介護保険料（医療保険料）として徴収されているが、65歳になった月では介護保険料は同じなのか。

A＝生まれた月によって違います。

Q＝65歳になれば年金から差引かれると思っている方が多くいますが、その周知方について。

A＝対象者には納付書を送付しています。

以上



全体の様子。



原田 淳委員長



佐藤 保副委員長



山谷洋朗委員



中畑一二美委員



齋藤律子委員